

平成 21 年 9 月 7 日

看護栄養学部

教授 久木野 憲司 様

長崎県立大学教育研究評議会

議長 池田 高良



通 知 書

貴殿には、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年規則第 5 号）第 46 条に規定する懲戒の事由が存在すると思料されます。

ついては、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成 21 年規程第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、教育研究評議会において貴殿の弁明機会を設けますので、下記のとおり出席されるよう通知します。

なお、下記により開催する教育研究評議会に出席されない場合、又は、同開始時刻までに文書による弁明がない場合には、弁明を放棄したものと見なしますので、念のため申し添えます。

記

1. 日時 平成 21 年 9 月 10 日（木） 午前 11 時 00 分～1 時間程度
2. 場所 長崎県立大学シーボルト校 本部棟 2 階 特別会議室
3. 内容 貴殿の兼業従事許可違反及び職務命令違反に対する懲戒の可否等

以上

久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について

1. 兼業従事許可等の申請及び許可

兼業従事許可等の申請及び許可の概要は次のとおりである。

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 事業所の名称 | バイオラボ株式会社 |
| ② 事業の内容 | ゲノム創薬を支援する研究受託事業等 |
| ③ 従事する職 | 代表取締役 |
| ④ 職務の内容 | 取締役会への出席、会社運営の指導等 |
| ⑤ 従事予定期間 | 平成15年10月17日～平成20年11月30日 |
| ⑥ 従事時間 | 平日3時間程度(時間外)、土日祝日は終日 |

2. 兼業従事等の状況

久木野教授は、資料により確認できたものだけでも、バイオラボ業務により兼業許可期間中の5年余において、本学の勤務を要する日の115日について中国渡航し、208日について国内出張している。また、それ以外に103日についてバイオラボの株主総会や取締役会に出席するなどしているが、うち勤務時間内に行われていたことが確認できるものが60日である。

これらの日数は、資料等によって確認できたものだけであり、これ以外にも、久木野教授が本学の勤務時間内にバイオラボ業務に従事したことは容易に推認できる。

このように久木野教授は、本学の勤務時間内にバイオラボ業務に従事していたにもかかわらず、勤務時間の振替手続を行っておらず、このことは、兼業従事許可に違反し、また当該日あるいは当該時間は、無断欠勤していたと言わざるを得ない。

年度	中国渡航	国内出張	その他勤務時間内の従事		
			取締役会 等出席	IMとの 面談等	その他
平15	8日	—	3日	5日	—
平16	34日	16日	5日	2日	—
平17	37日	39日	9日	2日	0日

平18	17日	57日	5日	0日	2日
平19	12日	72日	19日	2日	—
平20	7日	24日	4日	2日	0日
合計	115日	208日	45日	13日	2日
			60日		

*注：上記日数については、以下の資料により確認した。

- ・法務省入国管理局「日本人出帰国記録調査書」
- ・長崎県上海事務所業務記録
- ・バイオラボ補助金実績報告書
- ・ 〃 出張伺い
- ・ 〃 復命書
- ・ 〃 支出関係書類
- ・ 〃 取締役会等議事録等
- ・インキュベーションマネージャー等活動日記等
- ・長崎市議会百条委員会報告書及び同委員会会議録

3. 職務命令違反について

法人職員兼業規程により、「理事長は、必要に応じて、許可を与えた職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。」こととされている。

法人理事長は、久木野教授に対して、兼業従事の実態を明らかにするための記録等の提出を再三にわたり求めた。これに対して、久木野教授からは、要求している資料等は提出されなかった。

久木野教授が法人理事長からの再三の請求に対し記録等を提出しなかったことは、重大な職務命令違反である。